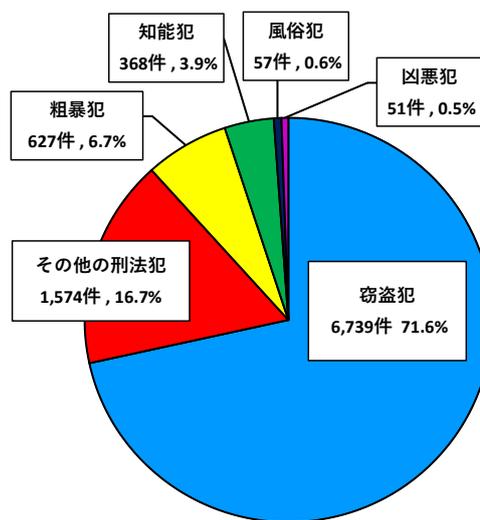
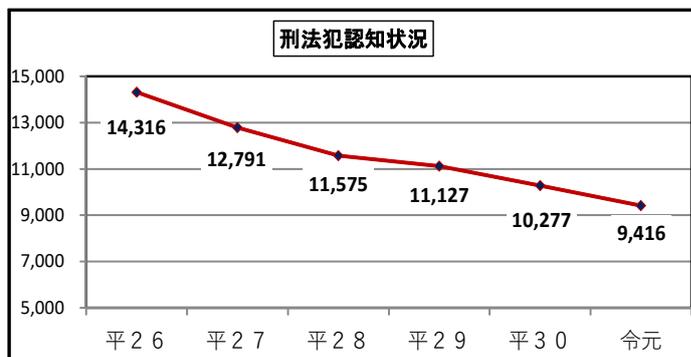


刑法犯・性犯罪の認知状況（令和元年中）

◎ 刑法犯認知状況

令和元年中 9,416件（前年比-861件、-8.4%）



○ 罪種別の特徴

	件数	増減数
凶悪犯（殺人・強盗等）	51件	+9件
粗暴犯（暴行・傷害等）	628件	+102件
窃盗犯	6,740件	-801件
知能犯（詐欺等）	368件	-63件
風俗犯（含むわいせつ事犯）	57件	+16件
その他の刑法犯（器物損壊等）	1,574件	-122件

刑法犯全体の
約7割（71.6%）
を窃盗犯が占める。

○ 犯罪発生の特徴

主な増加犯罪（増加件数順）

暴行 331件（前年比 +107件、+47.8%）

忍込み 183件（前年比 +69件、+60.5%）

主な減少犯罪（減少件数順）

自転車盗 1,029件（前年比 -139件、-11.9%）

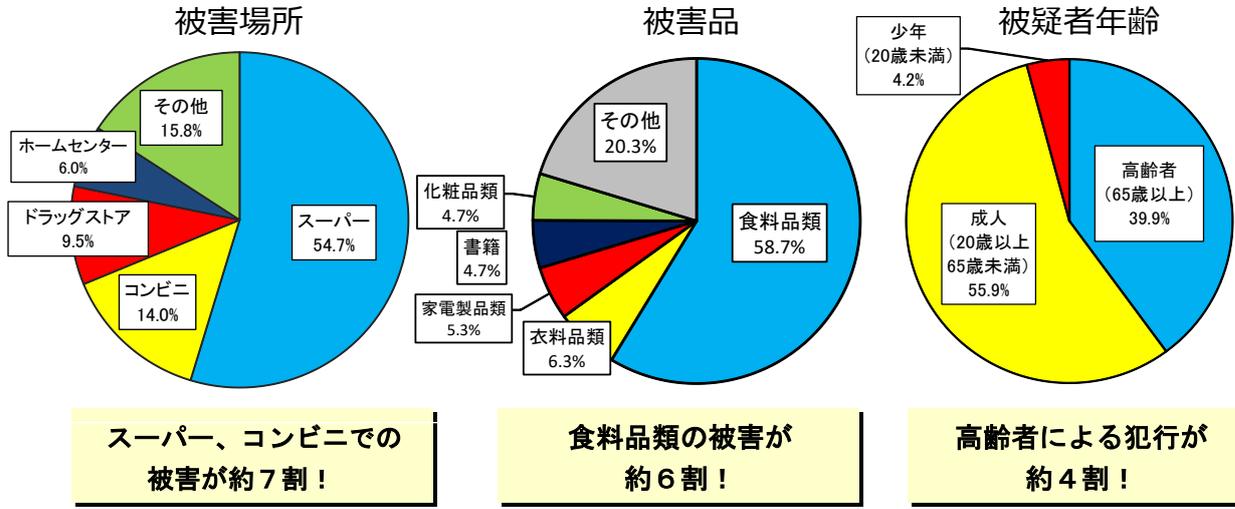
色情ねらい 170件（前年比 -128件、-43.0%）

器物損壊等 1,047件（前年比 -126件、-10.7%）

- 強盗は、18件（前年比+5件）発生している。
- 粗暴犯（暴行・傷害等）は、県中方部で213件（前年比+91件）と最も多く発生している。
- 住宅対象の侵入窃盗（空き巣、忍込み、居空き）が702件（前年比-27件）で全侵入窃盗の約5割（49.5%）を占める。
- 侵入窃盗の無締りによる被害が約5割（48.7%）を占める。

◎ 万引きの認知状況

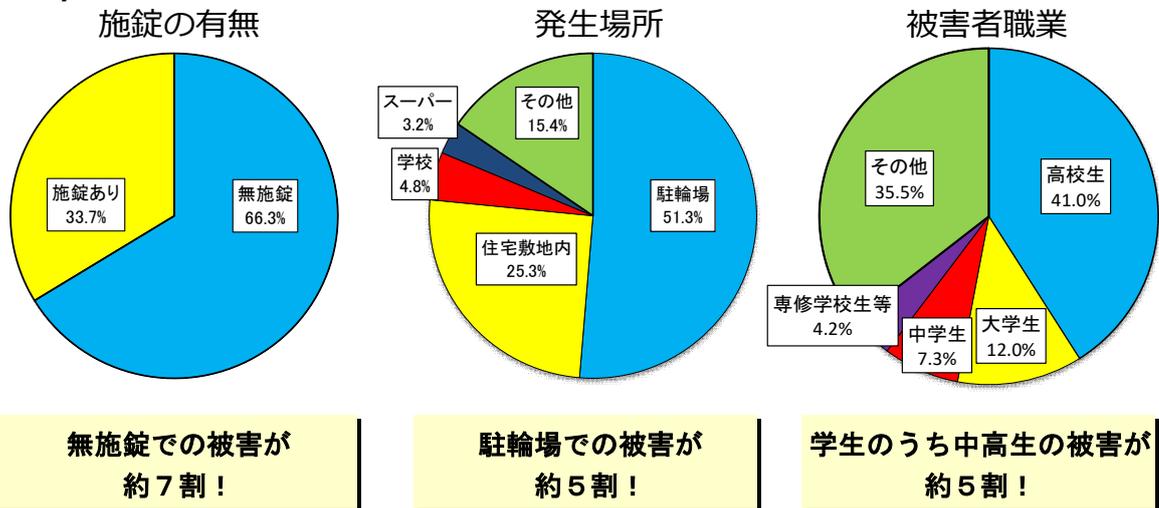
1,203件（前年比-70件、-5.5%）



福島県警察ではスーパー等に対して店内の巡回やお客様への積極的な声かけを依頼しているほか、防犯ボランティアと連携して巡回広報活動を行い、万引きを「しない」「させない」「ゆるさない」呼びかけを推進しています。

◎ 自転車盗の認知状況

1,029件（前年比-139件、-11.9%）



～毎月26日は「自転車盗被害ゼロの日」～

福島県警察では毎月26日を「自転車盗被害ゼロの日」と設定し、駐輪場のパトロール活動や施錠の有無などを確認する防犯診断、施錠の啓発運動を行い被害の防止を呼びかけています。

自転車には確実に施錠をしましょう。



○性犯罪等の認知状況(令和元年中)

昨年、福島県内で発生した性犯罪(強制性交等、強制わいせつ)は46件(前年対比+2件)であり、前兆事案(声掛け事案、つきまとい、盗撮等)は344件(前年対比-14件)でした。

子供や女性を対象とする性犯罪等は、被害者の心身に重大な影響を与えます。被害を未然に防止するためにも、引き続き、自主防犯に努めてください。

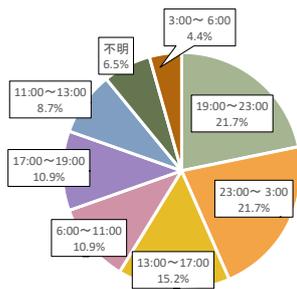
	R1年中	H30年中	増減件数	増減率
性犯罪	46	44	2	4.5%
前兆事案	344	358	-14	-3.9%
声掛け事案	155	151	4	2.6%
その他	189	207	-18	-8.7%
合計	390	402	-12	-3.0%



※ その他とは、痴漢、盗撮、つきまといなどです。

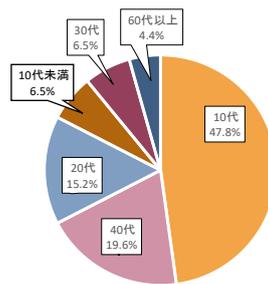
○性犯罪の発生状況(令和元年中)

【時間帯別発生状況】



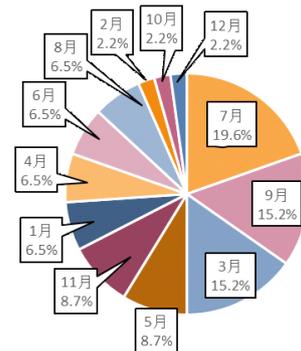
夜間の発生が約4割

【被害対象別発生状況】



10代の被害が約5割

【月別発生状況】



7月、9月の夏場に全体の約3割が発生

※ 全体の約4割が夜間(午後7時から午前3時まで)に発生。

※ 10代女性の被害が約半数と多いが、その他の年代の被害者も多数いることから、年齢に関係なく、被害防止のために警戒が必要。

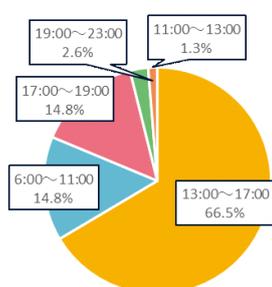
性犯罪の被害に遭わないために

- 夜間は、人通りのある明るい道を選ぶ。
- スマホを操作しながら、音楽を聴きながらの「ながら歩き」をせず、周囲の状況に気を配る。
- 帰りが遅くなったらタクシー等を利用し、一人にならないようにする。
- インターネットを通じた出会いに注意する。

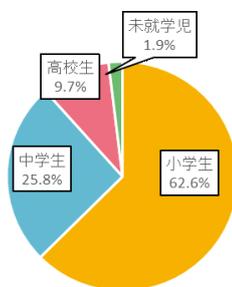
出会い系サイトだけでなく、SNS・プロフィールサイトなどを利用して見知らぬ人と知り合い、その後、殺人・誘拐・性犯罪などの被害に遭う事件が全国的に発生しています。

○声掛け事案の発生状況(令和元年中)

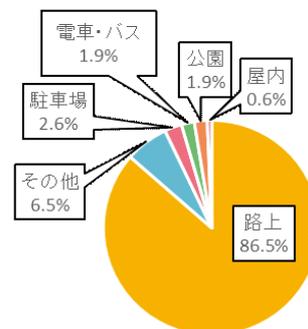
【時間帯別発生状況】



【被害対象別発生状況】



【場所別発生状況】



下校時間帯の発生が約7割

小学生の被害が約6割

路上での発生が約9割

※ 被害者が1人であるときに発生した声掛け事案は、155件中123件（全体の約8割）であり、小学生が1人で登下校している時には、特に注意が必要。

※ 方部別では県北方部56件（約4割）、県中・県南方部53件（約3割）の声掛け事案が発生。

犯罪や声掛け事案から子供を守るための取組み

1 大人の方にしていただきたいこと

子供を犯罪や声掛け事案から守るために、日常生活や事業活動の中で、通学路や登下校の際に子供が集まる場所（集団登校の集合場所やスクールバスの停留所等）を通行する際は、子供の見守りを行う『ながら見守り』に努めていただくようお願いします。

【「ながら見守り」とは?】

買い物、ウォーキング、ジョギング、犬の散歩、花の水やりなどの日常生活、配達や運転などの日常業務を行いながら、防犯の視点を持って子供の見守りを行う活動です。

2 子供に教えてほしいこと

子供には、

- 人通りの少ない場所には近づかないこと
- 危ないと思ったらすぐに逃げて、近くの商店や家に助けを求めることを教えてください。

また、子供には、必ず防犯ブザーを持たせて、

- もしもの場合はすぐに防犯ブザーをならすことを教えてください。

警察では、事件捜査だけでなく、

- 学校周辺に不審者がいた
- 子供や女性に声掛けする者がいた
- 無断で容姿を撮影された

など性犯罪等に発展するおそれがある事案について、行為者を割り出して指導・警告を行い、性犯罪等の発生を未然に防ぐ活動を行っています。

不安を感じるような出来事があれば、警察に通報・相談してください。

